

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改正後	改正前
<p>贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている受贈者が旧特定農業生産法人に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした場合の取扱いについて</p> <p>省略用語例</p> <p>(注) この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。            法……………所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）            旧法……………所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）            令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）            旧令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）による改正前の租税特別措置法施行令            旧規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）による改正前の租税特別措置法施行規則            平成15年以前旧法…租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）による改正前の租税特別措置法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）による改正前の租税特別措置法  <u>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</u>  <u>措置令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</u></p>	<p>贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした場合の取扱いについて</p> <p>省略用語例</p> <p>(注) この通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。            法……………所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）            旧法……………所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）            令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）            旧令……………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）による改正前の租税特別措置法施行令            旧規則……………租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）による改正前の租税特別措置法施行規則            平成15年以前旧法…租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）による改正前の租税特別措置法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）による改正前の租税特別措置法</p>

改正後	改正前
<p>別紙 目次 1～6 省略 7 特定農地所有適格法人の合併又は分割の日 8～12 省略 13 特定農地所有適格法人による農地等の転用 14～20 省略</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>3 法附則第55条第3項に規定する「当該設定をした日」又は同条第5項に規定する「当該借受代替農地等に係る設定をした日」とは、同条第3項又は第5項に規定する旧特定農業生産法人（令附則第33条第3項に規定する要件を満たす農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第3条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下「旧特定農業生産法人」という。）に対する特例適用農地等（法附則第55条第5項の規定の適用を受ける同項の借受代替農地等（以下「借受代替農地等」という。）に係る同項の貸付特例適用農地等（以下「貸付特例適用農地等」という。）を除く。）又は貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項（（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）の規定による許可があった日（当該許可があった日後に当該権利の設定の効力が生じる場合には当該効力が生じた日をいう。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第20条に規定する農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）に定める日をいうのであるから留意する。</p> <p>ただし、この場合において、農地又は採草放牧地が旧特定農業生産法人の所在地のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれていること等により、当該使用貸借による権利の設定の日が異なることとなるときは、これらの日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p>	<p>別紙 目次 1～6 （同左） 7 特定農業生産法人の合併又は分割の日 8～12 （同左） 13 特定農業生産法人による農地等の転用 14～20 （同左）</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>3 法附則第55条第3項に規定する「当該設定をした日」又は同条第5項に規定する「当該借受代替農地等に係る設定をした日」とは、同条第3項又は第5項に規定する特定農業生産法人（令附則第33条第3項に規定する要件を満たす特定農業生産法人をいう。以下「特定農業生産法人」という。）に対する特例適用農地等（法附則第55条第5項の規定の適用を受ける同項の借受代替農地等（以下「借受代替農地等」という。）に係る同項の貸付特例適用農地等（以下「貸付特例適用農地等」という。）を除く。）又は貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定につき農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項（（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）の規定による許可があった日（当該許可があった日後に当該権利の設定の効力が生じる場合には当該効力が生じた日をいう。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第20条に規定する農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）に定める日をいうのであるから留意する。</p> <p>ただし、この場合において、農地又は採草放牧地が特定農業生産法人の所在地のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれていること等により、当該使用貸借による権利の設定の日が異なることとなるときは、これらの日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>5 法附則第55条第3項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次の(1)に掲げるものについて、また、同条第5項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次の(1)及び(2)に掲げるものについて、一の<u>旧特定農業生産法人</u>に対し使用貸借による権利の設定をしなければならないのであるから留意する。</p> <p>ただし、次の(1)に掲げるもののうち旧令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、当該設定を行わなくても差し支えないものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該設定の時の直前において受贈者が有する農地等のうち旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けているすべてのもの(同条第15項第3号又は第20項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下「代替取得農地等」という。))を含み、貸付特例適用農地等を除く。)</p> <p>(2) 当該設定の時の直前において受贈者が有する貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべて</p>	<p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>5 法附則第55条第3項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次の(1)に掲げるものについて、また、同条第5項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次の(1)及び(2)に掲げるものについて、一の<u>特定農業生産法人</u>に対し使用貸借による権利の設定をしなければならないのであるから留意する。</p> <p>ただし、次の(1)に掲げるもののうち旧令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、当該設定を行わなくても差し支えないものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該設定の時の直前において受贈者が有する農地等のうち旧法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けているすべてのもの(同条第15項第3号又は第20項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下「代替取得農地等」という。))を含み、貸付特例適用農地等を除く。)</p> <p>(2) 当該設定の時の直前において受贈者が有する貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべて</p>
<p>(<u>特定農地所有適格法人</u>の合併又は分割の日)</p> <p>7 <u>法附則第55条第4項</u>に規定する<u>特定農地所有適格法人</u>(以下「<u>特定農地所有適格法人</u>」<u>という。)</u>に係る同条第9項に規定する「当該合併又は当該分割の日」とは、同項に規定する合併法人又は分割承継法人の本店所在地において合併の登記又は設立の登記若しくは変更の登記を完了した日をいうものとする。</p>	<p>(<u>特定農業生産法人</u>の合併又は分割の日)</p> <p>7 法附則第55条第9項に規定する「当該合併又は当該分割の日」とは、同項に規定する合併法人又は分割承継法人の本店所在地において合併の登記又は設立の登記若しくは変更の登記を完了した日をいうものとする。</p>
<p>(法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>10 法附則第55条第3項の規定の適用を受けている受贈者及び同条第4項第1号及び第6項第1号に規定する被設定者である<u>特定農地所有適格法人</u>が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利につき、旧法第70条の4第1項第1号に規定する譲渡等(以下「譲渡等」という。)をした場合において、当該<u>特定農地所有適格法人</u>に帰属すべき使用貸借による権利の譲渡等の対価の額がないときには、当該受贈者が、同条第15項の規定に基づく旧令第40条の6第</p>	<p>(法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>10 法附則第55条第3項の規定の適用を受けている受贈者及び同条第4項第1号及び第6項第1号に規定する被設定者である<u>特定農業生産法人</u>が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利につき、旧法第70条の4第1項第1号に規定する譲渡等(以下「譲渡等」という。)をした場合において、当該<u>特定農業生産法人</u>に帰属すべき使用貸借による権利の譲渡等の対価の額がないときには、当該受贈者が、同条第15項の規定に基づく旧令第40条の6第25項に規定</p>

改正後	改正前
<p>25項に規定する申請書に、その譲渡等の対価の全部又は一部をもって代替取得農地等に該当する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該代替取得農地等のすべてについて、当該特定農地所有適格法人に対して当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該特定農地所有適格法人の名称及び所在地を付記して税務署長の承認を受けたときに限り、当該代替取得農地等に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p>	<p>する申請書に、その譲渡等の対価の全部又は一部をもって代替取得農地等に該当する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該代替取得農地等のすべてについて、当該特定農業生産法人に対して当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該特定農業生産法人の名称及び所在地を付記して税務署長の承認を受けたときに限り、当該代替取得農地等に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p>
<p>(法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p>	<p>(法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p>
<p>11 法附則第55条第3項の規定の適用を受けている受贈者及び特定農地所有適格法人が、旧法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第5項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る同条第20項に規定する特定農地等（以下「特定農地等」という。）及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部を譲渡する見込みであり、かつ、当該特定農地所有適格法人に帰属すべき使用貸借による権利の譲渡等の対価の額がないときには、当該受贈者が、同項の規定に基づく旧令第40条の6第39項に規定する申請書に、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって代替取得農地等に該当する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該代替取得農地等のすべてについて、当該特定農地所有適格法人に対して当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該特定農地所有適格法人の名称及び所在地を付記して税務署長の承認を受けたときに限り、当該代替取得農地等に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p>	<p>11 法附則第55条第3項の規定の適用を受けている受贈者及び特定農業生産法人が、旧法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第5項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る同条第20項に規定する特定農地等（以下「特定農地等」という。）及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部を譲渡する見込みであり、かつ、当該特定農業生産法人に帰属すべき使用貸借による権利の譲渡等の対価の額がないときには、当該受贈者が、同項の規定に基づく旧令第40条の6第39項に規定する申請書に、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって代替取得農地等に該当する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該代替取得農地等のすべてについて、当該特定農業生産法人に対して当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該特定農業生産法人の名称及び所在地を付記して税務署長の承認を受けたときに限り、当該代替取得農地等に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p>
<p>(法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p>	<p>(法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p>
<p>12 10((法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は11((法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))の適用を受けた受贈者については、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡の対価の額の全部又は一部をもって代替取得農地等を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその特定農地所有適格法人に対して再び使用貸借による権利の</p>	<p>12 10((法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は11((法附則第55条第3項の規定の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))の適用を受けた受贈者については、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡の対価の額の全部又は一部をもって代替取得農地等を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその特定農業生産法人に対して再び使用貸借による権利の設定</p>

改正後	改正前
<p>設定をしたときに提出すべき旧規則第23条の7第21項又は第28項の書類には、次の(1)に掲げる事項を付記させ、次の(2)に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>(1) 使用貸借による権利の設定を行った年月日、当該権利を設定した代替取得農地等の地目、面積及びその所在場所その他の明細並びに当該権利の設定を受ける特定農地所有適格法人の名称及び所在地</p> <p>(2) (1)に掲げる権利の設定に係る契約書及び農地法第3条第1項の許可に関する書類の写し</p>	<p>をしたときに提出すべき旧規則第23条の7第21項又は第28項の書類には、次の(1)に掲げる事項を付記させ、次の(2)に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>(1) 使用貸借による権利の設定を行った年月日、当該権利を設定した代替取得農地等の地目、面積及びその所在場所その他の明細並びに当該権利の設定を受ける特定農業生産法人の名称及び所在地</p> <p>(2) (1)に掲げる権利の設定に係る契約書及び農地法第3条第1項の許可に関する書類の写し</p>
<p>(特定農地所有適格法人による農地等の転用)</p> <p>13 特定農地所有適格法人が使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等を転用したことにより、法附則第55条第4項第1号及び第6項第1号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされる場合において、当該転用が令附則第33条第39項第2号の規定による読替後の旧令第40条の6第7項に規定する特定農地所有適格法人の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用（以下「農業用施設用地への転用」という。）であるときは、当該転用は、納税猶予期限の確定事由とならない転用に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) 特定農地所有適格法人の農業用施設用地への転用には、農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、農畜産物の販売等に係る施設、農業と併せ行う林業に係る施設及びこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用は含まれない。</p>	<p>(特定農業生産法人による農地等の転用)</p> <p>13 特定農業生産法人が使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等を転用したことにより、法附則第55条第4項第1号及び第6項第1号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされる場合において、当該転用が令附則第33条第39項第2号の規定による読替後の旧令第40条の6第7項に規定する特定農業生産法人の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用（以下「農業用施設用地への転用」という。）であるときは、当該転用は、納税猶予期限の確定事由とならない転用に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) 特定農業生産法人の農業用施設用地への転用には、農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、農畜産物の販売等に係る施設、農業と併せ行う林業に係る施設及びこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用は含まれない。</p>
<p>(借受代替農地等に係る使用貸借による権利を譲渡等した場合)</p> <p>14 貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人が、当該権利の譲渡等又は当該借受代替農地等の転用（農業用施設用地への転用を除く。）をした場合には、当該譲渡等又は転用をした部分を除いた当該借受代替農地等の面積の当該貸付特例適用農地等の面積に対する割合が100分の80以上となるときであっても、法附則第55条第6項第1号の規定により当該貸付特例適用農地等の全部について同号に規定する賃借権等の設定があったものとみなされ、旧法第70条の4第1項ただし書又は第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定するのであるから</p>	<p>(借受代替農地等に係る使用貸借による権利を譲渡等した場合)</p> <p>14 貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人が、当該権利の譲渡等又は当該借受代替農地等の転用（農業用施設用地への転用を除く。）をした場合には、当該譲渡等又は転用をした部分を除いた当該借受代替農地等の面積の当該貸付特例適用農地等の面積に対する割合が100分の80以上となるときであっても、法附則第55条第6項第1号の規定により当該貸付特例適用農地等の全部について同号に規定する賃借権等の設定があったものとみなされ、旧法第70条の4第1項ただし書又は第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定するのであるから</p>

改正後	改正前
<p>ら留意する。</p> <p>(法附則第55条第3項又は第5項の規定の適用を受けた受贈者に係る特例適用農地等の贈与者が死亡した場合)</p> <p>16 法附則第55条第3項又は第5項の規定の適用を受けた受贈者に係る旧法第70条の4第1項に規定する贈与者が死亡したときは、措置法第70条の5の規定により、使用貸借による権利が設定された特例適用農地等、貸付特例適用農地等及び旧令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、当該受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされるのであるが、当該贈与者が死亡したときにおいて、当該受贈者は、措置令第40条の7第2項各号に定める者に該当しないことから、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(法附則第55条第10項の地上権等の設定があった場合の旧法第70条の4第1項の担保)</p> <p>17 特例適用農地等が旧法第70条の4第1項に規定する担保に供されている場合には、その特例適用農地等につき法附則第55条第10項に規定する一時的道路用地等(以下「一時的道路用地等」という。)の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。)があったときにおいても、その担保に提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p>	<p>留意する。</p> <p>(法附則第55条第3項又は第5項の規定の適用を受けた受贈者に係る特例適用農地等の贈与者が死亡した場合)</p> <p>16 法附則第55条第3項又は第5項の規定の適用を受けた受贈者に係る旧法第70条の4第1項に規定する贈与者が死亡したときは、法第70条の5の規定により、使用貸借による権利が設定された特例適用農地等、貸付特例適用農地等及び旧令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、当該受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされるのであるが、当該贈与者が死亡したときにおいて、当該受贈者は、令第40条の7第2項各号に定める者に該当しないことから、法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(法附則第55条第10項の地上権等の設定があった場合の旧法第70条の4第1項の担保)</p> <p>17 特例適用農地等が旧法第70条の4第1項に規定する担保に供されている場合には、その特例適用農地等につき法附則第55条第10項に規定する一時的道路用地等(以下「一時的道路用地等」という。)の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定があったときにおいても、その担保に提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p>